

保育業務支援システム提供業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、保育業務支援システム提供業務について、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により参加事業者に提案を求め、計画策定に関する技術力、情報収集・分析能力等が優れている受託候補者を適正、公平に選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 件名 保育業務支援システム提供業務
- (2) 内容 別紙「保育業務支援システム提供業務仕様書」
のとおり。
ただし、契約時における仕様は最優秀者として選定された者の企画提案内容に応じ
て変更することがある。
- (3) 期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで
- (4) 委託上限額 金7,535,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額
であることに留意のこと。

3 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しない。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当した場合においては、その事実があった後 3 年を経過している。
- (3) 須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成 21 年 4 月 1日施行）に基づく入札参加資格制限期間中の者でない。
- (4) 須賀川市競争入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から 3 年を経過している。
- (5) 国税（法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2条第 6 号に規定する暴力団員又は福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に規定する社会的非難関係者でない。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者ではない。
- (8) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない。
- (9) 法令の規定による許可若しくは認可を受け、又は登録をし、その必要な資格を有する
- (10) 事業を円滑に行うため、迅速に対応ができる者であること。
- (11) 新しい技術やアイデアをもとに、地域の課題解決に主体的に取り組める企業であること。
- (12) 未上場で創業から15年以内であること。

- (13) 申請時にプロダクト（サービス含む）を市場に提供しており、本交付金事業終了までに地域へのサービス実装が実現できること。

4 参加表明書の提出及び参加の辞退

(1) 提出期間

令和7年10月17日（金）9時00分から令和7年10月31日（金）17時00分まで

(2) 提出方法

プロポーザル参加表明書（様式1）と業務実績書（様式2）に必要事項を記載のうえ、持参又は、郵送により提出すること。持参の場合、土日及び祝日を除く平日（以下「開庁日」という。）の9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は10月31日（金）17時00分必着とする。

(3) 参加辞退

参加者は、企画提案書の提出期限までの間、プロポーザル参加辞退届（様式5）の提出により、本プロポーザルを辞退することができる。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年10月17日（金）9時00分から令和7年10月27日（月）17時00分まで

(2) 提出方法

- ・質問書（様式6）により、電子メールにて提出すること。電話、来訪による質問は受付しない。
- ・件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- ・質問が複数ある場合は、箇条書き等により記載すること。

(3) 質問の回答

各質問者からの質問及びその回答の全てを、令和7年10月29日（水）17時00分までに、須賀川市ホームページにて随時公開する（ただし、質問者名は公表しない。）。なお、各質問者へ個別には回答しない。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提案件名

「保育業務支援システム提供業務」

(2) 提案内容

ア 企画提案書：仕様書に基づき評価基準書を踏まえたうえで作成し、提出すること。

様式は任意とし、A4サイズ80頁以内とする。（表裏、表紙含む）

イ 見積書：様式は任意とする。詳細な内訳を添付し、消費税抜き価格で記載すること。

(3) 提出要領

ア 提出書類

- ・プロポーザル届出書（様式3）
- ・会社概要（パンフレット等で可）
- ・企画提案書
- ・見積書
- ・業務工程表

- ・業務実施体制調書（様式4）
- ・仕様書別紙1 機能要件等一覧（実装状況・対応状況について記載したもの）

イ 提出部数

10 部（プロポーザル届出書、会社概要、見積書、業務実施体制調書は各1部）

ウ 提出期限

令和7年11月4日（火）17時00分まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合、土日及び祝日を除く平日（以下「開庁日」という。）の9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は11月4日（火）17時00分必着とする。

オ 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

カ その他

- ・提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は認めない。
- ・企画提案書の提出は1者につき1案とする。

7 プレゼンテーション

参加者は、企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーションを行う。

（1）実施日時 令和7年11月11日（火）

ア 時間帯及び場所についての詳細は、企画提案書提出後に通知する。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

（2）説明時間等

1応募者の説明は30分以内とし、その後デモンストレーションを10分以内で実施し、質疑応答10分程度を設ける。

（3）企画提案書説明者

業務実施体制調書（様式4）に記載のいずれかの者で、3名以内とする。

（4）その他

ア プレゼンテーションにおいて使用する投影モニター（HDMI接続）は須賀川市で準備する。モニターへ接続するPC及びソフトウェア等は、応募者において準備すること。

イ 審査当日の資料の配布や提出した企画提案書等の内容以外の投影は禁止する。

8 契約予定事業者の選定方法

（1）選定方法

ア 提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一受託候補者とする。なお、評価点は各選考委員の評価点（1人150点）の合計とする。

イ 受託候補者の選定にあたり、評価点が同点の者が2以上あるときの対応

（ア）提案者それぞれの評価点が同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

（イ）提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、須賀川市職員が代わってくじを引き順位を決定する。

ウ 有効な提案者が1社のみのときは、評価点の平均が100点以上であり、須賀川市が適正な提案と判断する場合は、その者を第一受託候補者とする。

(2) 選定結果の通知、公表

選定結果については、速やかに須賀川市ホームページ上にて公表するとともに、審査を受けた者全員に対し、電子メール及び郵送による文書で通知する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積価格が委託上限額を上回る場合。
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) その他、須賀川市が不当な要求や不正行為があったと認めた場合。

10 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、協議のうえで決定する。なお、第一受託候補者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

11 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 須賀川市情報公開条例（平成10年6月24日条例第16号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。
なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響の及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (4) プロポーザルの日程等は、都合により変更する場合がある。
- (5) 諸条件等に定めがない事項又は内容に疑義が生じた事項がある場合は、協議を行い、その取扱いを定めるものとする。

12 問合せ先、書類の提出先等

担 当：須賀川市教育委員会事務局こども課保育幼稚園係

住 所：〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地

電 話：0248-88-8124（受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

Eメール：kodomo@city.sukagawa.fukushima.jp

13 日程（案）

実施要領の公表	令和 7 年 10 月 17 日（金）
質問受付期間	令和 7 年 10 月 17 日（金）～ 令和 7 年 10 月 27 日（月）
質問回答	令和 7 年 10 月 29 日（水）
参加表明書提出期間	令和 7 年 10 月 17 日（金）～ 令和 7 年 10 月 31 日（金）
企画提案書提出期間	令和 7 年 10 月 17 日（金）～ 令和 7 年 11 月 4 日（火）
プレゼンテーション審査	令和 7 年 11 月 11 日（火）
審査結果通知	令和 7 年 11 月中旬（予定）
契約締結	令和 7 年 11 月中旬（予定）